

家畜飼料高騰の影響を受けた畜産農家（肉用牛・乳用牛）の皆様へ 「胎内市畜産飼料高騰対策支援補助金」のご案内

支援内容

家畜飼料高騰の影響を受けた畜産農家（肉用牛・乳用牛）に対し、飼養頭数に応じた補助金を交付します。

※ 本事業の補助金については、申告の際に雑収入として処理をお願いします。

交付の主な条件

- ・市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人
- ・申請時点で畜産経営を実施しており、今後も継続する意向のある方
- ・暴力団等と関わりのない方

補助金の額

- ・令和6年4月1日時点で飼養している、誕生日が令和5年12月1日以前の肉用牛、乳用牛の数×1万円

※ 但し、申請額の合計が予算額を上回った場合、補助金が減額されることがあります。

必要書類

- ・申請書兼請求書
- ・申請対象の個体識別番号が分かる書類（様式は任意です）
- ・補助金振込先の口座情報（必要に応じて）
例：胎内市に登録されている口座への振り込み → 添付書類不要
胎内市に登録されていない口座への振り込み → 通帳のコピーを添付
※ 「債権者登録申請書」を提出することで口座登録できます

申請期間・方法

【申請期間】令和7年2月3日(月)から令和7年2月28日(金) 17時まで

【申請方法】郵送、持参、電子メール

- ※ 申請書類の電子データは胎内市HPからダウンロードできます
もしくは胎内市農林水産課 農産振興係までその旨ご連絡ください

【申請先及びお問い合わせ先】

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市農林水産課 農産振興係

TEL：0254-43-6111（内線1246）

mail：noushin@city.tainai.lg.jp